

第388回（平成25年9月）

小野市議会(定例会)発言通告書

議会事務局

一般質問発言通告書

1 川名 善三 議員

質問項目

第1項目 高齢者医療・介護制度の今後の動向について

第2項目 就学前教育への負担軽減について

第3項目 障害者差別解消法について

要点・要旨

第1項目 高齢者医療・介護制度の今後の動向について

既に新聞等にて報道されておりますとおり、去る8月21日、政府は医療や介護など社会保障制度改革の道筋を定めた「プログラム法案」の骨子を閣議決定しました。昨年8月に施行された社会保障制度改革推進法では、政府に対し、政府の有識者会合である社会保障制度改革国民会議の審議結果を踏まえて、法制上の措置を講じるよう求めておりますが、今回の骨子は、社会保障制度改革推進法第4条の規定に基づく「法制上の措置」に当たるもので、この法案は、今秋の臨時国会に提出される見込みで、個別法案の立法作業にも着手、改革の具体化に向けた本格的な議論が行われることとなります。

報道によると、医療制度では、①低所得者の負担に配慮しつつ、70歳から74歳までの医療費窓口負担を1割から本来の2割に戻す。②負担能力に応じた観点から高額療養費制度の見直し。③国民健康保険の運営業務を市町村から都道府県とし、それぞれが適切に役割分担を行うなど2014年度から17年度までをめぐり順次実施すると明記。④難病対策では、都道府県の超過負担の解消を図るとともに、14年度をめぐり難病及び小児慢性特定疾患に係る公平で安定的な医療費助成制

度を確立するため、14年通常国会での法案提出を目指すとされています。

介護制度では、①15年度をめどに住み慣れた地域で医療、介護などのサービスを一体的に受けられる「地域包括ケアシステム」の構築に向けた基盤を整備する。②要支援者向けサービスを介護保険給付の対象から外し市町村事業に移管するなどの取組を行うとしました。

この法案が成立すれば、改革を具体化するための関連法の改正が行われ、この骨子に基づく制度改革が実施されることとなります。急速な少子高齢化が進展するなか、受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度を維持していくためには、制度の改革は避けて通れるものではありませんが、その過程においてはさらなる国民負担の増大も懸念されることから、これらの改革案に関し、次の3点についてお伺いします。

(1点目) 国民健康保険、後期高齢者医療制度への影響について

答弁者 市民福祉部長

窓口負担や自己負担の見直しが検討されておりますが、どのような影響が考えられるのかお伺いします。

(2点目) 介護制度における要支援者向けサービスの市への移管について

答弁者 市民福祉部参事

要支援者向けサービスの市への移管が実施された場合の小野市の対応についてお伺いします。

(3点目) 要支援者向けサービスを市に移管された場合の財源について

答弁者 市民福祉部参事

報道ではサービスを介護保険給付の対象から外すと表現されておりますが、実施財源はどのように想定されるのかお伺いします。

第2項目 就学前教育への負担軽減について

就学前、いわゆる幼児期は、人生の中で生涯にわたる人間形成の基礎が培われる大切な時期とされています。幼児期での生活や遊びといった体験を通じ、知能や感情を養い、情緒的、知的な発達や社会性などを身に付けることで、生涯にわたる学習意欲や学習態度の基礎となる好奇心や探究心が身につくことから、小学校入学後の理解力の向上にも、幼児期の教育が重要とされています。

一方で、厚生労働省発表の昨年の人口動態統計の年間推計では2012年の日本の人口減少幅が過去最大の21万2,000人に上り、6年連続で人口が自然減となりました。日本の社会保障制度の特徴でもある国民皆保険や国民皆年金といった現行制度を守り、維持するためには何よりも支え手の維持・拡大が重要です。

人口減少が進む主な原因の一つに晩婚化や非婚化の進展による「出生数の減少」がありますが、その背景には、非正規雇用の増加や仕事と子育てを両立するための環境整備の遅れ、子育てに対する費用負担の増大などの経済的不安があるとされています。

諸外国でもイギリスやフランス、韓国などのように幼児教育無償化の取組を進めている国が増えていることはすでに知られておりますが、我が国においても、本年6月に政府と自民、公明の与党両党は、内閣府で幼児教育無償化に関する関係閣僚・与党実務者連絡会議において、対象となる3～5歳児のうち、まず5歳児から実施する方針を示し、2014年度から無償化対象を限定して段階的に実施するとの報道があったところです。

若い世代を総合的に支援し、子どもを安心して産み育てられる社会環境の構築が急がれています。幼児教育の果たす役割の重要性に鑑み、すべての子どもに質の高い幼児教育を提供できる体制づくりと、子どもたちが成長する過程での切れ目のない支援体制が求められることから、小学校就学前の幼稚園や保育所などの就学前教育への負担軽減に関し、次の3点についてお伺いします。

(1点目) 幼児教育に対する基本的な考え方について

答弁者 教育長

(2点目) 就学前教育無償化のメリット、デメリットについて

答弁者 市民福祉部長

政府・与党においては、将来、幼稚園、保育所等の幼児教育の無償化を目指しておりますが、考えられる無償化に伴うメリット、デメリットについてお伺いします。

(3点目) 小野市における今後の負担軽減に向けた取組について

答弁者 市民福祉部長

総合的な観点から、今後、小野市における就学前教育の負担軽減のあり方についてお伺いします。

第3項目 障害者差別解消法について

答弁者 市民福祉部長

障がい者を理由とした差別的取扱いの禁止など、障がいのあることを理由とした差別等を解消するため、「障害者差別解消法」（「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」）が本年6月の通常国会において成立しました。この法律は、障害者基本法に規定している障がいに基づく差別の禁止を具体化すると共に、障がい者差別の解消を進めるための法整備がなされていなかったことから、日本ではこれまで批准されていない、障がい者への差別を禁止し、障がい者の尊厳と権利を保障することを義務付けた「国連障害者権利条約」を批准するために必要な国内法整備とも位置付けられています。

この法律では、障がい者を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止について、国、地方公共団体等及び民間事業者は、「その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。」と定めています。

また、社会的障壁の除去を怠り、合理的な配慮を提供しないことを禁止することについては、国、地方公共団体等は、「その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合におい

て、その実施に伴う負担が過重でない場合のときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。」、民間事業者の場合は、「合理的な配慮をするように努めなければならない。」と定めております。

この法律の施行は、国民への周知期間を3年間とし、平成28年4月1日に施行されることとなっておりますが、障がいの有無に関わらず、誰もが暮らしやすい小野市づくりに、この法律の果たす役割が重要であると思われることから、この法律の施行に向け、今後、小野市としてどのように対応されるのかお伺いします。

一般質問発言通告書

2 藤原 章 議員

質問項目

- 第1項目 非核・平和の取組について
- 第2項目 住宅リフォーム助成制度創設について
- 第3項目 自然エネルギーの自給について

要点・要旨

第1項目 非核・平和の取組について

8月9日に市役所に来ておりましたら、庁内放送で長崎に原爆が投下された11時2分に合わせて黙祷が呼び掛けられました。私も黙祷させていただき、改めて厳粛な気持になりました。8月6日は広島、9日は長崎の「平和記念式典」、15日の「全国戦没者追悼式」など、戦争と平和、原爆被害と核兵器廃絶への思いを新たにさせられる月です。

一方最近は、国における集団的自衛権見直しや憲法改正の動き、地方では原爆を描いた「はだしのゲン」という漫画の閲覧規制など、非核・平和の願いと逆行する動きも強まっているように危惧します。

そこで、小野市を振り返ってみますと、平成11年12月2日に「非核平和都市宣言」がなされております。その中では、核兵器保有・拡散の現状を憂い、「人類共通の念願である真の恒久平和と、国是である非核三原則が厳守されること、併せて全世界のすべての核兵器が廃絶されることを希求し、ここに小野市が核兵器の製造、貯蔵及び配備等も認めない『非核平和都市』であることを宣言する。」としております。これは市議会としての決議であります。世界に紛争が絶えない中で、

平和と核兵器廃絶を願うこの宣言を実のあるものにするために、次の2点についてお伺いします。

(1点目) 現在の取組状況について

答弁者 総務部長

小野市として、この宣言を活かす平和の取組、非核の取組を、何かされているのかお伺いします。

(2点目) 今後の取組について

答弁者 総務部長

今後、この宣言を活かす非核・平和の取組を強化する考えがあるか、お伺いします。

第2項目 住宅リフォーム助成制度創設について

答弁者 地域振興部長

この質問は毎年させていただいております、いわゆる町場の大工さんや左官さんなど職人さんの生業（なりわい）を守るために、ぜひとも実現していただきたいという思いで3度目の質問をさせていただきます。

今、建設業界は、大手を中心に東日本大震災の復興需要やアベノミクス「第2の矢」の公共事業の増加などで少し活況を呈しているように思われます。加えて、今年4月から適用される公共工事設計労務単価の見直しで、実際に現場で働く職人さんの賃金や労働条件が改善されれば大変喜ばしいことだと思っております。しかし一方、建設業の許可を持たず、公共工事の入札などもできない小さな町場の職人さんは依然として厳しい状況に置かれています。小野市の建築確認件数を見ましても、平成22年は231件、平成23年は235件、平成24年は234件と横ばいの状態で、平成15年から比べますと75%ぐらいの水準です。今からしばらくは、消費税が上がることを見越した駆け込み需要が期待されますが、それも一時のことだと思えます。市民の皆さんの住宅などに関わり、地域で暮らし、地域で働く町場の職人さんの仕事と暮らしを守ることは、地域を守り、元気にすることに繋がって

いきます。そのために、ぜひ「住宅リフォーム助成制度」を創設していただきたいと思うわけです。この制度を実施した自治体は、1つは小規模建築業者や一人親方さんの仕事が増える。2つは住民の皆さんに大変喜んでいただけるとともに、住環境が改善される。3つはリフォームに伴って家具や生活用品などの消費も刺激され、経済効果が大変大きく、「1石3鳥」と高く評価されています。そして、この制度は、いま急速に広がっておりまして、近隣自治体でも加西市が昨年から取り入れ、三木市も本年度から「中小企業振興条例」に基づいて実施しておられます。東播磨地域では明石市をはじめ、稲美町、播磨町で実施しておられます。こうした状況も踏まえて、この優れた制度を小野市でも取り入れる考えがないかお伺いします。

第3項目 自然エネルギーの自給について

福島原発の事故をみますと人間と原発が共存できるとはとても思えません。事故から2年半が経った今でも、15万人の人たちが避難し、故郷に帰れません。故郷を追われ、人生を狂わされたこの人たちの苦しみ、悲しみは何をもっても償うことはできないと思います。しかも、福島原発の現状は「収束宣言」とは程遠く、敷地の山側から1号機から4号機周辺に1日約1,000トンもの地下水が流れ込み、そのうち、原子炉建屋などへ約400トンが流れ込んで汚染水となっています。また、その貯蔵タンクからも漏水があり、300トン近くの高濃度汚染水が海に流出したとみられています。まさに「非常事態」とも言うべき状況です。原発事故の恐ろしさを改めて痛感するものでして、この事態の中で、まだ原発再稼働にこだわる人たちの気持ちが理解できません。私たち日本共産党は「原発即時撤退」を主張していますが、いずれ原発は廃止する以外にないと思われまます。

そこで、エネルギーをどうするかが問われてくるわけですが、私はこの際、関西電力などに任せるのではなく、小野市も「自然エネルギーの自給」をめざして事業を展開すればどうかということを提案したいと思います。

例えば「小野市で消費するエネルギーは小野市で作る」という目標を立てて、「エ

エネルギー公社」のようなものを作り、日本各地や世界の経験と教訓を学びながら、風力、太陽光、小水力など自然の力を活用して再生可能エネルギーを自給することは決して夢ではないと思います。実際、日本でも千葉大学・倉阪教授グループの調査によりますと、2011年の時点で大分県玖珠郡九重町、福島県河沼郡柳津町、熊本県球磨郡水上村など52の自治体が自給率100%を超えているそうです。そして「エネルギーの自給」を本格的に取り組めば、当然雇用も生まれることとなります。地方都市にとって雇用の場があるということは、地域の維持・発展に大変重要であると考えます。

いま小野市では、KDDI跡地の利活用構想が検討されていますが、あの場所を利用して風力発電や、太陽光発電を設置することも可能ではないかと考えます。また民間の活力も利用して公共施設に太陽光発電を設置することも考えられます。いずれにしても、あらゆる知恵を動員して、自然エネルギーの自給に取り組むことをご検討いただきたいとの思いから、次の4点についてお伺いします。

(1点目) 小野市の太陽光発電設置戸数について **答弁者 市民安全部次長**

小野市は、太陽光発電に対して他市を上回る積極的な補助で普及促進を図っていますが、現在、市内の住宅では何件ぐらい設置されているのかお伺いします。

(2点目) 事業として太陽光発電を行っている件数について

答弁者 市民安全部次長

最近、事業として太陽光発電に取り組む事業所が増えているように思いますが、小野市内で事業として取り組まれている太陽光発電が何件ぐらいあるのかお伺いします。

(3点目) 兵庫県の対応や補助制度について **答弁者 市民安全部次長**

兵庫県もかなり積極的に太陽光発電の普及に取り組んでおられるように思いますが、どのような支援策や援助制度があるのかお伺いします。

(4点目) 自然エネルギー自給の検討について

答弁者 市民安全部次長

私の提案は素人の考えですが、市として自然エネルギーの自給を本気で検討される考えがないか伺います。

一般質問発言通告書

3 河島 三奈 議員

質問項目

第1項目 公共施設の今後の管理及び運営等について

第2項目 発達障害者への支援について

要点・要旨

第1項目 公共施設の今後の管理及び運営等について

小野市の行政経営は、「不景気な時こそ、積極的投資を」という方針に基づき、小野東小学校校舎の大規模改修及び体育館の改築をはじめ、防災センター、誉田の館いろどり、市民交流ホールなど、大きな建物の建築が目白押しです。

8月29日には、小野東小学校の校舎大規模改修工事の竣工式典が行われ、私たち議員も出席いたしました。学校施設が快適になり、児童たちの学習環境が改善されてゆくことは、とても歓迎すべき喜ばしいことではありますが、気になるのは新たに建設される公共施設の維持管理経費のことです。

建物には耐用年数があり、それは40年位の長い期間ですが、出来上がった瞬間から維持費はかかります。耐用年数が来るまでもメンテナンス費用などが発生します。また、将来的な人口の減少など避けて通れない問題も存在します。

過去の定例会でも、類似の質問について、将来負担比率には何の問題もないとの答弁はいただいております。小野市の行政経営4つの柱の一つである「後手から先手管理」の面からも、公共施設の改築等計画の具体案は明確に示しておいたほうが良いのではないかとの思いから、次の3点についてお伺いします。

(1点目) 公共施設の改築、改修費用の見込みについて **答弁者 井上副市長**

給食センターなど老朽化が進んで建て替えを想定される施設と、小野南中学校などのように大規模改修により対応できる施設について、それぞれどの程度の費用見込みをされているのかお伺いします。

(2点目) 新築中の建物の維持管理及び運営計画等について **答弁者 井上副市長**

現在、新築工事中の市民交流ホール、誉田の館いろどりに係る維持管理コスト、将来のメンテナンス費用などの試算についてお伺いします。また、施設の活用計画及び運営計画についてお伺いします。

(3点目) 市営住宅の整備計画について **答弁者 地域振興部長**

第384回定例会本会議において、市長から「市営住宅の整備計画については、老朽化した市営住宅を浄谷団地に集約して全面的に建て替える。事業は平成27年度から着手する予定である。」との答弁がありましたが、この計画の進捗状況についてお伺いします。

第2項目 発達障害者への支援について

7月に実施されました民生地域常任委員会での行政視察で、「子ども・若者総合サポートシステム」というテーマで、新潟県三条市を訪問してまいりました。

三条市では、教育委員会事務局に「子育て支援課」を配置し、乳幼児から就労、自立に至るまで切れ目なく一貫して「個」に応じた必要な支援を総合的に受けられるようにするため、情報を可能な限り集約一元化し、関係機関が連携して支援する体制づくりを行う「子ども・若者総合サポートシステム」を構築されておりました。

このシステムは、乳幼児から35歳くらいまでの若者を対象とし、被虐待、すべての障害、不登校、非行、ひきこもりなどに対して関係組織や機関が連携して「個」に応じて支援を継続的に行えるようにするシステムでありました。

とりわけ、発達障害者の自立を総合的にサポートできるシステムであり、発達障害については、滋賀県湖南市においても、早くから取り組まれており、自立支援に関する条例も制定されています。

小野市においても、各関係組織や機関、ボランティア団体等の取組により、発達障害等への理解が深まってきていると感じております。

そこで、これらの取組をさらに充実させ、発達障害があっても安心して暮らせるまちとするために、次の3点についてお伺いします。

(1点目) 発達障害に係る各種相談事業の内容について 答弁者 市民福祉部参事

現在、小野市で様々な施設で行われている発達障害の相談事業の内容、それに対する取組、啓発活動などの実施状況と所管、それらに対する問題点や課題などについてお伺いします。

(2点目) 5歳児発達相談事業について 答弁者 市民福祉部参事

まだ始まったばかりの事業なので、評価とまではいきませんが、現場の方々からどういう意見があったのか、また事業の取組状況についてお伺いします。

(3点目) 要支援児・要経過観察児への今後の取組について

答弁者 市民福祉部参事

要支援児・要経過観察児に対する今後の取組についてどのように考えておられるかお伺いします。

一般質問発言通告書

4 松井 精史 議員

質問項目

- 第1項目 下東条地区における救急車の配備について
- 第2項目 小野加東環境施設事務組合への加西市の加入について
- 第3項目 森林・山村多面的機能発揮対策交付金について

要点・要旨

第1項目 下東条地区における救急車の配備について 答弁者 消防長

消防署は、市民の生命財産を各種災害から守るという大きな使命があります。救急であれば、いち早く現場に駆け付け、応急手当及び救命処置等を実施し、病院へ搬送していただく等、不断のご努力に対して感謝申し上げます。

平成25年3月の定例会で質問させていただきましたが、救急車が出場してから現場到着するのに、河合地区の北部及び下東条地区では10分以上かかってしまうとの答弁がありました。

小野市の全市域を、119番受信から6分から7分で現場に到着する体制を構築し、公平な安全・安心を提供するまちづくりが必要であります。

現在、下東条地区における救急体制の配備について、検討されていると聞きましたが、その状況についてお伺いします。

第2項目 小野加東環境施設事務組合への加西市の加入について

先般、8月22日に小野加東環境施設事務組合の議員協議会が開催され、また翌

日の8月23日には、小野市議会の議員協議会が開催され、小野クリーンセンターに加西市のごみを搬入することについて説明がありました。

説明によりますと、現在、小野クリーンセンターは、小野市、加東市（旧滝野町を除く。）のごみ処理を年間約20,100トン行っており、焼却炉3基の内、2基についてはいわゆる連続運転ではなく准連続運転を行っており、ごみの量にもよりますが、非効率な運転をされている状況です。

そこで、加西市のごみを受け入れることで、年間10,900トン増え、ごみ処理量は年間31,000トンになりますが、炉の運転形態を2炉連続運転へ変更することで効率的な運転となり、炉の立上げ、立下げに伴う費用が大きく削減できる上、炉の延命化にもつながり、今後の施設維持に大きな効果をもたらします。同時に、加西市が加入することで、2市で維持費を負担していたものが、3市で負担することになり、小野市の負担も大きく軽減する等、大変良いことだと思います。しかし、いいことばかりだけではなく、デメリットもあると思うので、次の5点についてお伺いします。

（1点目）加西市のごみ搬送車両について

答弁者 市民安全部次長

加西市のごみ持込みで、クリーンセンターへの搬送車両はどれくらい増えるのかお伺いします。また、その対策等についてお伺いします。

（2点目）排出ガスについて

答弁者 市民安全部次長

これまでの准連続運転から連続運転に変更することにより排出ガスも増加すると思います。ダイオキシンも含めて、排出ガスの増加による影響はないのかお伺いします。

（3点目）加西市の加入による効果について

答弁者 市民安全部次長

加西市からのごみの受入れにより、小野市の経常経費はどう減少するのかお伺いします。また、その他の効果等についてお伺いします。

(4点目) 施設の設置期限について

答弁者 市民安全部次長

ごみ処理施設は、いわゆる迷惑(嫌悪)施設とありますが、人の生活に欠かすことができない重要な施設です。現在、小野クリーンセンターは天神町に設置されておりますが、施設の設置期限が平成50年で終わると聞いております。加西市が加入することで、設置期限に変更が生じるのかどうかお伺いします。

(5点目) 今後のごみ処理の広域化について

答弁者 市民安全部次長

この度の加西市の加入は、加西市の施設の老朽化問題や小野クリーンセンターの経費削減を図ることが大きな理由ではありますが、この統合が今後のごみ処理の広域化へつながると思います。今回の機会をどう捉え、今後のごみの処理の広域化についてどう考えておられるのかお伺いします。

第3項目 森林・山村多面的機能発揮対策交付金について

最近の災害は、局地的な雨(ゲリラ豪雨)の影響で生命や財産に損失を被るケースが多く、災害を防ぐためには、自然環境の健全な保全が必要不可欠であると考えるところです。

そして、自然環境の保全は、河川、ため池、農地の保全はもとより、保水能力の高い森林整備が望まれるところです。

小野市においても、平成11年度に「きすみの見晴らしの森」、平成14年度に「かわい快適の森」、平成20年度に「おだ子午線の森」の里山整備に取り組み、多くの住民が森林ボランティアとして里山の健全な維持管理に尽力されておられます。

下東条地区においても、平成21年度に地域住民自らが策定された「下東条地区まちづくり活性化計画」があります。その中に、豊地城跡、屋口城跡、妙見塚古墳周辺の里山整備計画があり、その実現に向け地域で取り組もうとする機運が高まっております。

本年7月には、林野庁で森林・山村多面的機能発揮対策交付金という事業を創設されたとお聞きしております。この事業は、どのような活動を支援する内容であるのか、また、どのような事業効果が期待できるのかなど、次の2点についてお伺いします。

(1点目) 森林・山村多面的機能発揮対策交付金の具体的な内容について

答弁者 地域振興部長

当該事業の事業目的、対象組織、交付金の交付対象活動、事業期間など事業内容についてお伺いします。

(2点目) 地域や企業が里山整備に取り組む場合の事業効果について

答弁者 地域振興部長

これまでからも多くの森林ボランティア等の尽力で、故郷である小野市の里山を守ろうとする活動が継続的に実施されております。また、企業としてもCSRの一環で里山整備に取り組まれていることもお聞きする中、これらの活動がもたらす効果とはどのようなものかお伺いします。

一般質問発言通告書

5 加島 淳 議員

質問項目

第1項目 給食センター整備について

第2項目 市道の管理について

要点・要旨

第1項目 給食センター整備について

答弁者 教育次長

7月22日から3日間、総務文教常任委員会のメンバーで、関東方面へ行政視察に行っていました。3日目は、東京都立川市の給食センターを拝見いたしました。本年4月から稼働した調理場で、先進の技術が導入され、またPFI手法を取り入れ効率的な運営がなされていました。このPFI手法の運営形態は、全国的にも導入が進んでおり、立川市の運営会社も数箇所請け負っていることから運営上の懸念は少ないと思われましたが、立川市としては初めての取組であり、試行錯誤が続いているとのことでありました。

施設内には、見学コースが設けられるなど食育への取組もあり、食器についても温かみのある器を利用しており、立川市の食に対する思いを感じました。

また、アレルギー食（マックスで100食。6名の職員が対応等）に対応すべく施設の整備も行われていましたが、素晴らしいと思う反面、そこまでする必要があるのかといったことも感じました。

小野市の給食センターは、昭和42年9月に完成、運営を開始し、46年が経ちました。その間、食中毒などの事故は一度もなく、子どもたちに毎日おいしい学校給食を提供され続けてこられたのは、日々衛生面など細心の努力を続けられた結果

と敬意を表するところであります。ただ、建物の老朽化は否めず、今後、本市の給食センターの運営については、単独で実施すべきか広域で実施すべきか、単独でするにしても行政が運営するのか、民間に委託すべきなのかなど、今後、多方面にわたり議論を重ねていかなければならない喫緊の課題と考えますが、当局の考えをお伺いします。

第2項目 市道の管理について

市道と山林が隣接するような所では、大きな木の枝や竹が市道に覆いかぶさるようになっていくところがあります。

竹等が伸びてきますと、通行車両や歩行者の安全を脅かすほか、側溝の詰まりなどに繋がると心配するところです。

一方、こういう課題を解決するため、各自治会では、いろいろ自助努力をされています。

しかし、山林の維持管理は、地権者の義務であることは言うまでもありませんが、地権者が遠方に住んでおられたり、地域と縁のない方であったりと、その管理に限界があるのも事実です。

小野市では、定期的に市道に覆いかぶさってくる木の伐採等を行い、適正に管理を行われているのは承知しておりますが、次の3点についてお伺いします。

(1点目) 箇所数について

答弁者 地域振興部長

市道に竹等が覆いかぶさってくる場所は、市内にどれくらいあるのかお伺いします。

(2点目) 自治会から要望があった場合の対応について

答弁者 地域振興部長

自治会から市に伐採の要望があった場合、どのように対応されているのかお伺いします。

(3点目) ルールづくりについて

答弁者 地域振興部長

市、地権者、地域でこのような事案を解決する何らかのルール作りを進めてはと思うのですが考えをお伺いします。

一般質問発言通告書

6 高坂 純子 議員

質問項目

- 第1項目 歩行者と自転車の交通安全対策について
- 第2項目 学童保育の今後について
- 第3項目 議案第53号 小野市子ども・子育て会議条例の制定について

要点・要旨

第1項目 歩行者と自転車の交通安全対策について

昨年の第378回定例会において「小野市における自転車交通指導について」の質問を行い、当局からは丁寧にご回答いただいたところです。それから1年半が経ちましたが、今年に入り、メディアでは、自転車が原因の死亡事故等が大きく取り上げられるようになりました。そして、本年6月7日には、急増する自転車の事故に対応するための安全講習の義務化などを盛り込んだ改正道路交通法が成立しました。自転車を運転する方も、マナーの悪さから、事故の被害者にも加害者にもなり、莫大な賠償責任を負うこともあります。安全確保に向けて歩行者と自転車の交通安全対策が重要になってきます。そこで、次の3点についてお伺いします。

(1点目) 自転車の交通安全啓発活動について

答弁者 市民安全部長

平成24年度自転車の交通安全啓発活動として、期間を定めた交通安全教室、高齢者現代セミナーの安全安心セミナー、小学校の高学年を対象とした自転車運転免許証制度など行われていましたが、どのような成果が出たのかお伺いします。

(2点目) 自転車に乗る児童又は幼児のヘルメット着用について

答弁者 市民安全部長

昨年も質問いたしました。が、「道交法には乗車用ヘルメットについて、児童又は幼児を保護する責任のある者の遵守事項が規定されており、保護責任者は児童又は幼児を自転車に乗車させるときは、乗車ヘルメットをかぶらせるように努めなければならないとあり、今後も幼稚園、保育所、学校と連携し、継続して交通安全教室などを通じ、保護者への啓発を行う。」との答弁をいただきました。そこで、現状についてお伺いします。

(3点目) 歩行者の交通安全対策について

答弁者 市民安全部長

本年6月12日午後7時40分頃、市内の県道において、道路横断中の70歳代の歩行者が乗用車にはねられ、死亡される事故が発生しました。兵庫県警の歩行者の人身事故発生状況の当事者年齢別でも、65歳以上の方の数値が昨年より増えており、暗い道で黒っぽい服装の歩行者と、運転手のヒヤリハットも数多くあるように思われます。高齢者のみならずウォーキングなどで夜間歩行される人に対し、交通事故防止を図るために夜光反射材着用の促進も必要と考えます。夜光反射材は、タスキや靴、鞆、ブレスレット等々あります。効果や着用の工夫を体験させる交通安全講習や反射材の着用体験の開催など、夜光反射材着用をもっと推進してはと思いますが、当局の考えをお伺いします。

第2項目 学童保育の今後について

学童保育は、放課後、共働きなどの理由で保護者が在宅しない家庭の子どもを預かる「適切な遊び・生活の場」と位置付けられています。小野市には小学校の空き教室を利用したアフタースクールが7つ、建物が独立しているアフタースクールが1つ、地域型アフタースクールが1つあります。核家族化、女性の社会進出に伴い、小野市でも学童保育の利用児童数が増えています。安全安心で子どもの居場所

となる学童保育について、次の3点をお伺いします。

(1点目) 学童保育の現状について

答弁者 市民福祉部長

一昨年、昨年、今年度の応募状況を見ますと新興住宅地のある校区では、応募人数が増えています。応募多数で抽選になったアフタースクールもあったと聞いています。学童保育の対象は、1年生から3年生までですが、1年生が大半を占め2年生と3年生が入れないところもあるようです。また、教室のスペースが狭いところは、宿題を広げるのも大変とのことでもあります。学童保育の現状についてお伺いします。

(2点目) 育児ファミリーサポートセンターの利用啓発について

答弁者 市民福祉部長

おの育児ファミリーサポートセンターは、子育ての応援をしてほしい人と子育ての応援をしたい人で、子育てを助け合う活動をしています。現在、その中にはアフタースクールのお迎えや放課後の預かりもあり、昨年は、186件お迎えに利用されていますが、実質何人の保護者が利用されたのかお伺いします。

また、このような制度を上手に利用すれば地域の中の絆も生まれると思います。

そこで、学童保育を利用している保護者への周知などは、どのように行われているのかお伺いします。

(3点目) 終了時間の延長について

答弁者 市民福祉部長

児童は、放課後になればそのままアフタースクールの空き教室に移動しますので、問題はないのですが、お迎えに来られる時間はまちまちです。お迎え時間の半数は、午後5時30分から午後6時ですが、ぎりぎりにつけ込まれたり、遅れて来られる方もあるようです。仕事場から急いで来られている様子が見てとれます。また、保護者の方が仕事場からアフタースクールまで迎えに来る所要時間は、15分以内が全体の52%、残りの48%は16分から1時間という統計が出ています。就業の

形態も様々ですので、余裕を持ってお迎えに来れるように、終了時間の延長が必要かと思いますが、当局の考えをお伺いします。

第3項目 議案第53号 小野市子ども・子育て会議条例の制定について

答弁者 市民福祉部長

この条例案にある会議の具体的な運用計画についてお伺いします。

一般質問発言通告書

7 山本 悟朗 議員

質問項目

- 第1項目 持続可能な高齢者介護施策について
- 第2項目 来住地区の道路整備について
- 第3項目 来住地区における河川整備について

要点・要旨

第1項目 持続可能な高齢者介護施策について

昨日、川名議員から、高齢者医療・介護制度の今後の動向についての質問がございました。高齢者医療・介護制度に関しては政府が閣議決定した「プログラム法案」の行方が気になるところではございます。

わが国全体として、人口が減少していく中での、高齢化率の上昇という現実のなかで、高齢者の医療・介護サービスを適切に維持していくには、消費税の増税という財源の確保策といった国が行うシステム作りが大切なものである一方で、財源の出口であるサービスの実施については、基礎自治体、地域の取組が試されてまいります。

「生き残りではなく勝ち残りを目指す小野市」として、効率的・効果的で持続可能な施策の実施が求められます。

本年9月は、平成24年3月に策定されました第6次小野市高齢者福祉計画、第5期小野市介護保険事業計画の折り返し時期でございます。そこで、基本目標とされている5項目について、現在までの実施状況と、今後の方向と定められている計画内容の動きをお伺いします。

(1点目) 基本目標1 身近な地域で暮らすためのケア体制の構築について

答弁者 市民福祉部参事

病院から退院される高齢者が不安なく、自宅療養ならびに自宅でのターミナルケアへ向かうためには、退院カンファレンスまでに、病院と高齢者が生活する地域との連携が必要となりますが、現在の取組状況についてお伺いします。

さらに、居宅介護サービスの充実の必要性が計画に明記されていますが、現在までの進展状況をお伺いします。

(2点目) 基本目標2 健康づくりや介護予防による高齢者の元気づくりの推進について

答弁者 市民福祉部参事

政府の「プログラム法案」においても、要支援とされる高齢者に対するの対応が取り上げられています。いったん身体能力が衰え、要支援となった高齢者にとって、ずるずると体力が衰えて要介護となるのと、適切な予防給付を受けて自立復帰となるのでは大きな違いがあります。要支援となった高齢者に対しては、不便になった生活の手助けをさせていただくことも大切ですが、自立復帰への手助けをさせていただくことがより大切です。そこで、要支援となられた高齢者に対する自立復帰への取組と、取組の成果として自立復帰される割合についてお伺いします。

(3点目) 基本目標3 高齢者の生きがいくくりと地域生活支援の充実について

答弁者 市民福祉部参事

高齢者が単身又は夫婦で生活をしていくための支援として取り上げられている移送サービス事業と給食サービス事業の実施状況をお伺いします。

(4点目) 基本目標4 安心して暮らせる地域づくりの推進について

答弁者 市民福祉部参事

高齢者が安心して地域で暮らしていくためには、医療サービス、介護保険サービスなど、専門的なサービスも大切ですが、これらのサービスでは実施できない事柄

を補ったり、より低価格でのサービスを実施する主体として、介護ファミリーサポート事業が注目されます。計画では、同事業の平成24年度の利用回数の目標は380回となっています。これに対して、24年度の実績値は520回となっております。大幅に目標を上回っているのですが、ボランティアのサービス内容と平成25年度の状況をお伺いします。

これとは別に重要視されている、小地域内での住民の助け合い活動による支援活動のシステム化についての取組をお伺いします。

(5点目) 基本目標5 介護保険サービスの充実と円滑な提供について

答弁者 市民福祉部参事

計画では、介護保険給付費の推計として、平成24年度は27億3千1百万円、25年度は28億2千5百万円とされていますが、24年度実績及び25年度見込みをお伺いします。

同様に予防給付費の推計として、平成24年度は1億5千1百万円、25年度は1億6千7百万円となっていますが、24年度実績及び25年度見込みをお伺いします。

第2項目 来住地区の道路整備について

加古川の右岸に位置する来住地区は、JRの駅はあるものの、中心市街地からは離れており、平成7年の時点では道路舗装率も53.3パーセントと、市内でも、整備の遅れた地域でございましたが、積極的な取組により、平成24年度には95.1パーセントまでに上昇しています。

さらに、圃場整備にあわせて、平成19年から供用開始となった市道3137号線はこれまでの来住地区ではあまり見かけることのなかった、幅広い歩道のある道路で、地域の幹線道路となっています。

しかしながら、道路整備が進む中で、様々な理由から整備が遅れている箇所が存

在し、これらの箇所が道路網の全体バランスを崩し、危険な状態となっています。

そこで、以下の3箇所の道路整備についてお伺いします。

(1点目) 県道小野志方線の来住小学校北側について 答弁者 技 監

(2点目) 県道小野志方線の来住町鴨池南の明神山西隣について 答弁者 技 監

(3点目) 県道小野香寺線の西脇町のJR加古川線踏み切り周辺について

答弁者 技 監

第3項目 来住地区における河川整備について

答弁者 技 監

ゲリラ豪雨という言葉に代表される昨今の雨の降り方は、従来の経験を遥かに上回るまさに全国各地で予測不能の災害が発生しています。そのような状況のなかで、市内を縦断する県下最大の河川である加古川の治水対策は大規模な災害を防ぐ意味からもとても重要であり、広島築堤、室山築堤の取組が、進捗している状況を心強く感じております。

また、平成24年度には、万願寺川に堆積した川砂3,200立米の搬出について、国の災害対策基準には満たないため、国土交通省として、難色を示されていた案件につき、市長をはじめ、地域振興部産業課、道路河川課が連携して迅速、適切な対応をいただいた結果、万願寺川流域においては、より確実な安心・安全を得ることができました。

河川に対する施策は、大規模な投資であるとともに、その順序も大切であることから、全ての地域の思いを早期に実現することがなかなか困難ではございますが、地域の思いは切実でございます。そこで、前谷川への樋門設置についてお伺いします。

前谷川の樋門設置は、下来住町の住民にとってずいぶん以前からの願いでござい

ました。

一昨年9月にも加古川の増水により前谷川を逆流し、浸水が発生しております。

河川の整備には、適切な順序があることは承知いたしております。その上で、このたびの加古川左岸、室山の築堤スケジュールをうけ、次は右岸地域の整備だと期待しておりますが、現在の計画をお伺いします。

一般質問発言通告書

8 竹内 修 議員

質問項目

第1項目 議案第47号 平成25年度小野市一般会計補正予算（第3号）について

要点・要旨

第1項目 議案第47号 平成25年度小野市一般会計補正予算（第3号）について

次の3点についてお伺いします。

（1点目）歳出、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、福祉給付制度適正化経費 300千円の具体的内容について

答弁者 市民福祉部長

（2点目）歳出、款3民生費、項1社会福祉費、目2 障害福祉費、地域生活支援事業等経費 3,346千円の目的と具体的内容について

答弁者 市民福祉部長

（3点目）歳出、款5農林費、項2林業費、目1 林業振興費、高齢者都市農村交流施設整備事業 20,000千円の具体的内容について

答弁者 地域振興部長

一般質問発言通告書

9 藤本 修造 議員

質問項目

- 第1項目 議案第47号 平成25年度小野市一般会計補正予算(第3号)について
- 第2項目 「小野市詩歌文学賞」と上田三四二記念「小野市短歌フォーラム」について
- 第3項目 防災センター運用開始に伴う「高機能消防指令センター及び消防救急デジタル無線」の整備状況について

要点・要旨

- 第1項目 議案第47号 平成25年度小野市一般会計補正予算(第3号)について
- 答弁者 教育次長

歳出、款9教育費、項6社会教育費、目5文化財保護費、南山古墳発掘調査経費5,400千円の目的と具体的内容についてお伺いします。

- 第2項目 「小野市詩歌文学賞」と上田三四二記念「小野市短歌フォーラム」について

第5回「小野市詩歌文学賞」及び第24回上田三四二記念「小野市短歌フォーラム」が本年6月1日に開催されました。「小野市短歌フォーラム」の前身であります、第1回短歌「上田三四二賞」発表会は、平成2年1月21日の開催でありました。

みなさんご承知のとおり、小野市出身の上田三四二氏は、歌人、作家、文芸評論家として多方面で活躍し、全国的にその名を知られた偉大な歌人であります。

氏は、医療の傍ら創作及び執筆に励み、多くの優れた作品を残されています。それらが、日本歌人クラブ賞、芸術院賞、その他幾多の受賞となって結実しているのは、みなさん周知の事実であります。がんを病みながらも人間の生と死を見つめてやまず、多くの後世に残る作品を送り出し、文学界の発展に大きく寄与された氏の排出は、当市の誇りとするところであります。

また「小野市詩歌文学賞」は、小野市短歌フォーラムの第20回記念大会を機に創設し、短歌・俳句・詩において前年中刊行された文芸作品の中から、最も優れた作品を表彰しています。

成果を求めながらの抜け目のないシャープな行政経営を続ける小野市にあって、新しい文化を育てようとする事業の一つでもあります。私は、この事業を継続し続ける小野市に、大きな魅力を感じているひとりでもあります。もっと成長させていかななくてはなりません。そこで、次の3点についてお伺いします。

(1点目) 一般の部の投稿者数の増加に向けた取組について 答弁者 教育次長

「小野市短歌フォーラム」の投稿数の推移について調べてみました。

初回平成2年開催時は、投稿数は1,170人でありました。一般の部でもっとも投稿者数が多かったのは、平成9年第8回の2,682人でありました。平成13年の第12回から学生の部の応募が始まりました。この年の投稿者数は、一般の部で2,521人、学生の部で2,013人でありました。その後、開催回数を重ねた本年第24回では、一般の部で1,353人、学生の部で5,371人です。全体投稿者数では、平成25年で6,724人、第1回と比較して5.7倍の増。学生の部では、平成13年の第12回開始時と比較して、2.7倍の増であります。しかし、一般の部の投稿者数は、初回と比較して微増し、第14回からは減少傾向が続いています。

そこで、一般の部の投稿者数の増加に向けた取組についてお伺いします。

(2点目) 年齢別20代投稿者数の増加の取組について **答弁者 教育次長**

小野市短歌フォーラムの年齢別投稿者数を見ますと、本年開催の第24回では、20代1.4%、30代2.1%、40代2.2%、50代5.5%、60代21.5%、70代37.1%、80代25.9%、90代3.5%、100歳以上0.1%、不明0.7%になっています。60、70、80代合計で84.5%になります。現役引退後の豊かさを感じさせていただく数字でもあります。

また一方では、課題も見えてきました。本年の第24回学生の部での地域別投稿数を調べてみました。投稿総数は5,371人、県外は1,282人、県内が4,089人、その内小野市内が3,235人、投稿総数の60%であり、県内での比率は79%になります。

そこで、学生の部での小野市内投稿者の高い数字が、年齢別20代投稿者数の増加に繋がれば、小野市短歌フォーラムの未来は明るいと考えます。20代投稿者数の増加に向けての取組状況と課題についてお伺いします。

(3点目) 評価について **答弁者 教育次長**

「小野市詩歌文学賞」の選考方法については、全国の著名な歌人、俳人、詩人、500人にアンケートを行い、その結果を参考にして、4名の選考委員が決定されています。「小野市詩歌文学賞」が本年で第5回目、上田三四二記念「小野市短歌フォーラム」が本年で第24回目の開催でありました。この事業が小野市における文化の育成・向上に、どのように貢献したとお考えなのかお伺いします。

第3項目 防災センター運用開始に伴う「高機能消防指令センター及び消防救急デジタル無線」の整備状況について

現在、防災センターは免震部分の工事が終わり、これから本体部分の工事へと進捗していくところですが、防災センター内に設置される「高機能消防指令センター及び消防救急デジタル無線」についても実施計画に沿った準備が進められていると

思います。そこで、次の3点についてお伺いします。

(1点目) 支援情報管理機能の活用について

答弁者 消防長

高機能消防指令センターが持つ「支援情報管理機能」を活用するため、支援情報等の入力が必要となってくるものと思いますが、どのような情報を入力し、その情報をどのような現場で、どのように活用されるのかお伺いします。

(2点目) 管制員の配置について

答弁者 消防長

現在、22時までは2名の消防職員と1名の嘱託職員、22時以降は2名の消防職員が管制業務を実施していると伺っております。機器等も新しくなった高機能消防指令センターを、効率的に運用するための管制員の配置計画をどのように考えておられるのかお伺いします。

(3点目) 消防救急デジタル無線不感知地域の対応について

答弁者 消防長

消防救急デジタル無線の機能等につきましては、24年度の第381回定例会でも質問のあったところですが、その際の答弁として「電波伝搬調査の結果、下東条地区の一部に音声メリットの厳しい地区はあるが、基地局1カ所で今後の整備に向けて計画する。」との答弁でした。

基地局が1カ所で、現場と指令センターとが交信できないということであれば現場活動において重大な支障を及ぼすこととなります。

そこで、基地局1カ所で整備した場合、不感知地域における代替対策はどのように考えられているのかお伺いします。

